# 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「当協会」という。) 定款第41条の規定に 基づき設置される委員会の構成および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成および所管事項)

- 第2条 各委員会は、それぞれ下記各号に規定する事項について協議し、調査研究をする。
  - (1)総合企画委員会 当協会の総合的な事業企画、組織のあり方に関する事項。
  - (2) 財務委員会

財政の確立、管理、調整など財務に関する事項。

- (3) 倫理・コンプライアンス委員会
  - ①当協会および加盟団体におけるガバナンスおよびコンプライアンスに関する事項。 ②加盟団体規程、スポーツ憲章などの関係規程の遵守および処分に関する事項。
- (4) アンチ・ドーピング委員会 アンチ・ドーピングに関する事項。
- (5) 加盟団体審査委員会
  - ①当協会への加盟に関する事項。
  - ②加盟団体の定期審査に関する事項。
- (6) 栄典・顕彰委員会 顕彰および褒章・叙勲などの栄典に関する事項。
- (7) ブランド戦略委員会
  - ①ブランディングに関する事項。
  - ②スポーツ情報システムに関する事項。
  - ③企業協賛およびマーケティングに関する事項。
- (8) スポーツ医・科学委員会 スポーツ医・科学研究に関する事項。
- (9) 国民スポーツ大会委員会 国民スポーツ大会および競技力の向上に関する事項。
- (10) 国際交流委員会

国際交流および国際協力に関する事項。

- (11) 日本スポーツマスターズ委員会 日本スポーツマスターズに関する事項。
- (12) 女性スポーツ委員会 女性のスポーツ参加および活動促進に関する事項。
- (13) 指導者育成委員会 スポーツ指導者の育成および活用に関する事項。
- (14) 地域スポーツクラブ育成委員会 地域スポーツクラブの育成および活動支援に関する事項。

(委員)

- 第3条 各委員会の委員は、当協会の役員(理事、監事)、評議員および学識経験者から、会長が委嘱する。
  - 2 各委員会の委員は、10名程度とする。なお、大会の開催等における開催県、中央競技団体等

- の推薦により委員を構成する場合はこの限りではない。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から開始し、委員長の任期の範囲内のうち、選任後2年以内に終了する事業年度に開催する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。なお、 任期の満了前に退任した委員の後任として就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。
- 5 委員は無報酬とする。ただし、委員会に出席した委員には、当協会の役員等旅費規程に準じて 旅費を支払うことができる。

### (委員長)

- 第4条 各委員会には、委員長1名を置くこととし、理事または学識経験者の中から、理事会に諮って 会長が委嘱する。
  - 2 委員長が必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
  - 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

#### (議事)

- 第5条 委員会は、委員の過半数の出席(委任状による出席も含む)をもって成立する。
  - 2 委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 3 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として委員会への出席を求め、資料の提出、意見 の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
  - 4 委員長は、会長が委任した所管事項における業務を執行するにあたって、あらかじめ、委員会の決議を得なければならない。
  - 5 委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、議事を決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

#### (理事会への報告)

第6条 委員長は、会長が委任した所管事項における業務を執行した際には、その内容について、理事 会に報告しなければならない。

#### (議事の記録)

第7条 各委員会は、協議内容を記した議事録または議事概要を作成する。

#### (部会等)

- 第8条 各委員会は、委員会の決議を経て、必要な部会またはプロジェクト等を設けることができる。
  - 2 部会またはプロジェクト等の構成および運営等に関する必要事項は、委員会の決議を経て、別に定める。

## (規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則1 この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附則2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。